

# 犯罪被害者等支援

## メニューリスト

(令和8年度版)

岩 国 市

# 目 次

## 岩国市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	犯罪被害者等支援金 .....	1
3	国民健康保険及び後期高齢者医療保険 .....	1
4	国民年金.....	2
5	税金 .....	2
6	住居・生活 .....	3
7	子育て.....	4
8	精神的・身体的被害の回復・防止等 .....	5
9	障 害 .....	6
10	介 護.....	6
11	その他.....	7

# 岩国市の支援メニュー・対応窓口

## 1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

<p>犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。</p> <p>また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。</p>	<p>くらし安心安全課安全対策班 (市役所 4 階) TEL 0827-29-5018</p>
---	---

## 2 犯罪被害者等支援金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
<p>犯罪被害者等支援金及び助成金</p>	<p>故意の犯罪行為により重傷病を受けた方又は、亡くなられた方の遺族、性犯罪の被害に遭われた方に支給します。</p>	<p>くらし安心安全課安全対策班 (市役所 4 階) TEL 0827-29-5018</p>

## 3 国民健康保険及び後期高齢者医療保険

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
<p>(1) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】</p>	<p>世帯の 1 か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。</p>	<p>保険年金課給付班 (市役所 1 階) TEL 0827-29-5083</p>
<p>(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】</p>	<p>第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった場合、徴収猶予や減免の相談に応じます。</p>	<p>保険年金課給付班 (市役所 1 階) TEL 0827-29-5083</p>
<p>(3) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免、納付</p>	<p>国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。</p>	<p>【国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免】 保険年金課賦課班 (市役所 1 階) TEL 0827-29-5084 【納付相談】 保険年金課収納第一班 (市役所 1 階) TEL 0827-29-5085</p>

## 4 国民年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
国民年金の申請 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられたとき、亡くなられた方に生計を支えられていた子のある配偶者又は子に支給されます。（遺族基礎年金請求書の受理）	保険年金課国民年金班 （市役所 1 階） T E L 0827-29-5086
【障害基礎年金】	初診日が国民年金加入期間中（*）にある病気や怪我等が原因で所定の障害が残った場合などに、一定額が支給されます。（障害基礎年金請求書の受理） *初診日が20歳前又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間も対象です。	保険年金課国民年金班 （市役所 1 階） T E L 0827-29-5086

## 5 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
市税等の減免、納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【市・県民税の減免】 課税課市民税班 （市役所 2 階） T E L 0827-29-5054
		【固定資産税の減免】 課税課土地班 T E L 0827-29-5055 （市役所 2 階） 課税課家屋償却資産班 （市役所 2 階） T E L 0827-29-5056
		【市税の納付相談】 収税課収納班 （市役所 2 階） T E L 0827-29-5060

## 6 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方(以下「支援措置対象者」)について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止(住民基本台帳事務におけるDV等支援措置)し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民課市民班 (市役所1階) TEL 0827-29-5039
(2) 市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	建築住宅課市営住宅班 (市役所5階) TEL 0827-29-5139
(3) 生活困窮者自立相談	住居、仕事(社会参加)、家計といった生活全般にわたる困窮状態の早い段階において専門の支援員が相談者に寄り添いながら、解決までのお手伝いをします。	くらし自立応援センター いわくに (岩国市社会福祉協議会内) TEL 0827-24-2571
(4) 生活保護	犯罪被害に限らず、あらゆる事情によって生計を立てられなくなった世帯に対し、最低限度の生活を保障し、自立を助長するために必要な関わりをしていきます。	生活支援課生活支援第一班 生活支援第二班 (市役所2階) TEL 0827-29-5071
(6) 消費生活に関する相談	契約トラブル、悪質商法による被害や多重債務などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	岩国市消費生活センター (市役所4階くらし安心安全課内) TEL 0827-22-1157
(7) 無料法律相談	離婚、相続、損害賠償、金銭トラブル、不動産などの法的トラブルについて、弁護士が相談に応じます。 (月2回、要予約、1回20分)	くらし安心安全課市政相談室 予約専用TEL 0827-22-0320

## 7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み	子育てや子ども虐待など、子どもに関する様々な相談に応じます。	岩国市子ども家庭センター 子ども相談室 (市役所2階) TEL 0827-29-5076
(2) 子育てに係る負担の軽減 【出産】 助産制度	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設における助産にかかる費用を助成します。	岩国市子ども家庭センター 子ども相談室 (市役所2階) TEL 0827-29-5076
【育児】 児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	子ども家庭課手当・給付班 (市役所2階) TEL 0827-29-5075
【保育】 一時預かり	保護者の疾病や冠婚葬祭等により、家庭において保育できない場合に利用できます。	保育幼稚園課認定・給付班 (市役所2階) TEL 0827-29-5077
【保育】 病児保育	病気やけがのため保育園等や幼稚園、小学校に通えない生後6か月から小学6年生までのお子さんが利用できます。	保育幼稚園課認定・給付班 (市役所2階) TEL 0827-29-5077
【医療】 ひとり親家庭等 医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	子ども家庭課医療費助成班 (市役所2階) TEL 0827-29-5074
(3) 母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	岩国市子ども家庭センター 子ども相談室 (市役所2階) TEL 0827-29-5076

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(4) 短期支援 (ショートステイ)	保護者の病気等のため、家庭における養育が一時的に困難となった子どもを児童福祉施設等でお預かりします。	岩国市こども家庭センター こども相談室 (市役所2階) TEL 0827-29-5076
(5) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	こども家庭課手当・給付班 (市役所2階) TEL 0827-29-5075
(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付	経済的自立、児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付を行います。	こども家庭課手当・給付班 (市役所2階) TEL 0827-29-5075
(7) 奨学金の貸付	経済的な事情により修学が困難な生徒や学生に対して学資の貸し付けを行います。	教育政策課政策班 (市役所4階) TEL 0827-29-5200
(8) ファミリーサポートセンター	育児のサポートをしてほしい依頼会員と、サポートしたい提供会員が育児の相互援助活動を行う事業です。依頼会員からの依頼に応じて、援助を行ってくれる提供会員を紹介します。	岩国ファミリーサポートセンター (こども館2階) TEL 0827-35-5271

## 8 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 自立支援医療 (精神通院)による 医療費負担軽減制度	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	障害者支援課福祉班 (市役所1階) TEL 0827-29-2522
(2) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	人権課男女共同参画室 (市役所3階) TEL 0827-29-1155
(3) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	高齢者支援課地域包括支援班 (市役所1階) TEL 0827-29-2566

## 9 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 障害に関する相談	犯罪等の被害により障害が残った場合、相談に応じ必要な支援を行います。 (身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付申請、障害福祉サービス等の各種制度の利用)	障害者支援課福祉班 (市役所 1 階) T E L 0827-29-2522
(2) 特別障害者手当 (20歳以上) 障害児福祉手当 (20歳未満)	精神または身体に著しく重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。	障害者支援課福祉班 (市役所 1 階) T E L 0827-29-2522
(3) 特別児童扶養手当 (20歳未満)	精神または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に支給します。	障害者支援課福祉班 (市役所 1 階) T E L 0827-29-2522
(4) 心身障害児福祉 手当 (20歳未満)	精神または身体に一定の障害がある児童の保護者に支給します。	障害者支援課福祉班 (市役所 1 階) T E L 0827-29-2522
(5) 障害者虐待	障害者に対する虐待や養護者の支援に関する相談に応じます。	障害者支援課 (市役所 1 階) T E L 0827-29-2522

## 10 介護

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
介護保険料の減免、 納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【介護保険料の減免】 保険年金課賦課班 (市役所 1 階) T E L 0827-29-5084  【納付相談】 保険年金課収納第一班 (市役所 1 階) T E L 0827-29-5085

## 11 その他

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
こころの健康	こころの悩みや精神症状への対応について、相談に応じます。	健康推進課 (岩国市保健センター) TEL 0827-24-3751